

軽油引取税免税証（農業用）交付申請の集合受付について

免税証（農業用）の交付を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、申請手続きをしてください。お住まいの地域以外の会場でも申請することができま

す。総合県事務所鹿角支所での受付は、2月3日から行います。ただし、支所受付分の交付は、集合受付分よりも遅くなりますので、できるだけ次の会場で申請手続きをしてください。

◆会場 鹿角地域振興局 3階
大会議室

◆注意
・申請書等を記入していない場合、受付は後回しになりますので、必ず記入したうえでお越しください。申請書をお持ちでない方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

◆日時 1月20日（月）
13時～15時30分

・令和2年の耕作期間中に使用者証（厚紙）の有効期間が過ぎる場合は、更新申請が必要です。
・共同申請には、全員分のハンコと耕作証明が必要です。使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要になります。

| ◆必要書類等一覧 | 新規 | 更新 | 継続 | 機械追加 |
|-------------------|----|----|----|------|
| 1 免税軽油使用者証 | | ○ | ○ | ○ |
| 2 免税軽油使用者証交付申請書※1 | ○ | ○ | | |
| 3 誓約書 | ○ | ○ | | |
| 4 機械の販売証明書 | ○ | ※2 | | ○ |
| 5 免税証交付申請書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 農業委員会が交付する耕作証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 免税軽油の引取り等に係る報告書 | | ○ | ○ | ○ |
| 8 軽油の納品書または販売証明書 | | ○ | ○ | ○ |
| 9 未使用の免税証 | | ○ | ○ | ○ |
| 10 ハンコ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1 交付時に秋田県証紙（400円分）が必要
※2 機械の追加・入替があれば必要

インターネットからは「秋田県免税軽油」で検索してください。申請手続きについてご案内しています。また、一部の様式をダウンロードできます。

◆お問い合わせ先
秋田県総合県税事務所課税第二課
(Tel 018-860-3341)

「農業所得収支計算説明会」を開催します

令和元年分の所得税等の確定申告に当たり、大館税務署では、農業所得を申告する方を対象に説明会を開催しますのでぜひ出席ください。

◆期日 1月16日（木）
◆時間 13時30分～15時30分
◆会場 鹿角市交流センター
◆お問い合わせ先
大館税務署個人課税部門
(Tel 0186-42-0671)



募集

令和2・3年度「国営林モニター」の募集

東北森林管理局は、国営林の管理・経営に皆さんの声を役立てていくため、モニターを募集しています。

◆募集人員 48名程度
◆募集期間 1月31日（金）まで
◆任期 4月1日から2年間
◆内容 アンケートの回答等
◆お問い合わせ先
東北森林管理局企画調整課
(Tel 018-836-2228)

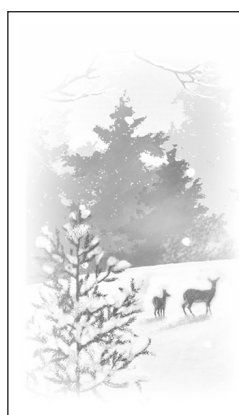
慶弔だより

（11月受付分・敬称略へ）（は行政区）

あ・く・や・み

| | |
|-------|-------|
| 〈大生手〉 | 木村 艶 |
| 〈古苦竹〉 | 千葉 幸子 |
| 〈濁川〉 | 中村 壽孝 |
| 〈古苦竹〉 | 中村 春江 |
| 〈万谷下〉 | 安保孝三郎 |
| 〈古苦竹〉 | 豊口フジエ |

※「慶弔だより」への掲載を希望されない場合は、届出の際に窓口へお伝えください。



広報こさか11月号（11月10日発行）11ページの記事に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

○町内各施設冬期間鎖・休業
●小坂鉄道レールパーク
11月25日～3月下旬
●郷土館
12月20日～3月10日

秋田県行政書士会 広告
澤口紀夫行政書士事務所
許認可・登録申請、遺言や相続、契約・農業委員会届出などの相談から書類作成までサポートします。
〈行政書士登録番号 第12021402号〉（他資格：測量士）
秋田県鹿角郡小坂町小坂字中前田30番地
電話番号（事務所）080-1659-1606（自宅）29-3533

鹿角市・小坂町上下水道指定工事店
水廻りの工事・修理／給油・ボイラー取付
お見積りは**無料**
(有)小坂水道
小坂町大生手2
☎29-3495 広告